



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

ページ

○ 選挙管理委員会告示

42	和歌山県議会議員一般選挙の期日 1
43	選挙長等の住所及び氏名 1
44	投票用紙の様式 2
45	選挙長にする届出等の受理場所 3
46	選挙公報に掲載する掲載面の紙面の大きさ等 4
47	選挙公報に掲載する掲載文等の順序を定めるためのくじを行う場所 4
48	ポスターの撤去 4
49	選挙会の場所等 5
50	候補者1人につき支出することのできる金額の制限額 5
51	開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない 6

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第42号

和歌山県議会議員一般選挙を平成27年4月12日に行う。
平成27年4月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

和歌山県選挙管理委員会告示第43号

平成27年4月12日執行の和歌山県議会議員一般選挙における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名を次のとおり告示する。
平成27年4月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

選挙区	選挙長		選挙長職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
和歌山市	下川俊樹	和歌山県新宮市下田一丁目2番22号	小川武	和歌山県和歌山市和歌浦中一丁目3番42号
海南市・海草郡	中村安雄	和歌山県和歌山市新和歌浦2番6-505号	神田伸二	和歌山県和歌山市太田37番17
橋本市	前田敏孝	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田東857番地1	森岡靖	和歌山県紀の川市粉河2361番地11
有田市	大久保充	和歌山県海南市下津町黒田115番地2	兼子真矢	和歌山県和歌山市内原1011番地5
御坊市	中村一興	和歌山県御坊市湯川町財部595番地11	畑崎典弘	和歌山県有田市千田1110番地29
田辺市	松本崇	和歌山県田辺市東陽9番地の14	前田章次	和歌山県田辺市南新万8番15号

新宮市	森端一彦	和歌山県新宮市新宮3690-8 鴻田職員住宅B-205	寺本勝則	和歌山県東牟婁郡串本町和深2382の2
紀の川市	古川勉	和歌山県和歌山市内原981番地46	三龍久代	和歌山県紀の川市黒土243番地の3
岩出市	島本雅生	和歌山県和歌山市築港1丁目12番地の1 サンコーポレーション802号	金野克己	和歌山県和歌山市西浜3丁目2番4号
伊都郡	原見仁志	和歌山県和歌山市太田609番地	中井博子	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字笠田中506番地
有田郡	松尾孝志	和歌山県和歌山市東高松3丁目7番7号	玉置克行	和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地982
日高郡	富松栄三	和歌山県紀の川市南勢田36番地	長尾全庸	和歌山県日高郡美浜町田井241番地6
西牟婁郡	大松憲司	和歌山県和歌山市西汀丁54番地	平代薫	和歌山県日高郡みなべ町西岩代813番地の1
東牟婁郡	堀順一郎	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神27-1	杉本善和	和歌山県新宮市船町2丁目6-6

和歌山県選挙管理委員会告示第44号

平成27年4月12日執行の和歌山県議会議員一般選挙に使用する投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成27年4月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

平成二十七年執行
和歌山県議会議員一般選挙投票

〈注意〉
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

和歌山県選挙管理委員会印

県議会議員一般選挙
候補者氏名

(見本)

平成二十七年執行
和歌山県議会議員一般選挙投票

〈注意〉
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

和歌山県選挙管理委員会印

県議会議員一般選挙
候補者氏名

(見本)

備考

- 1 大きさは、おおむね縦12.8センチメートル、横8.0センチメートルとする。
- 2 用紙の色は、うす桃色とする。
- 3 文字等の印刷は、黒色とする。
- 4 和歌山県選挙管理委員会印は、黒色刷込みとする。
- 5 点字投票用紙には、点字表記を行う。

和歌山県選挙管理委員会告示第45号

平成27年4月12日執行の和歌山県議会議員一般選挙において、選挙長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

平成27年4月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

選挙区	場所
和歌山市	和歌山県庁 本館3階 選挙管理委員会室
海南市・海草郡	和歌山県庁 南別館5階 海草振興局 地域振興部
橋本市	伊都振興局 2階 地域振興部
有田市	有田振興局 2階 地域振興部
御坊市	日高振興局 2階 地域振興部
田辺市	西牟婁振興局 3階 地域振興部
新宮市	東牟婁振興局 2階 地域振興部
紀の川市	那賀振興局 2階 地域振興部
岩出市	那賀振興局 2階 地域振興部
伊都郡	伊都振興局 2階 地域振興部
有田郡	有田振興局 2階 地域振興部
日高郡	日高振興局 2階 地域振興部
西牟婁郡	西牟婁振興局 3階 地域振興部
東牟婁郡	東牟婁振興局 2階 地域振興部

ただし、平成27年4月3日に限り、選挙長にする届出等の受理場所は、次のとおりである。

選挙区	場所
和歌山市	和歌山県庁 北別館2階 大会議室
海南市・海草郡	海南市役所 5階 第1委員会室
橋本市	伊都振興局 3階 大会議室
有田市	有田振興局 3階 大会議室
御坊市	日高振興局 別館2階 大会議室
田辺市	西牟婁振興局 4階 大会議室
新宮市	東牟婁振興局 3階 大会議室
紀の川市	那賀振興局 3階 大会議室
岩出市	那賀振興局 3階 大会議室

伊都郡	伊都振興局 3階 大会議室
有田郡	有田振興局 3階 大会議室
日高郡	日高振興局 別館2階 大会議室
西牟婁郡	西牟婁振興局 4階 大会議室
東牟婁郡	東牟婁振興局 3階 大会議室

和歌山県選挙管理委員会告示第46号

平成27年4月12日執行の和歌山県議会議員一般選挙において、和歌山県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和57年和歌山県条例第24号）第2条第1項の規定により発行する選挙公報に掲載する掲載文の候補者1人についての紙面の大きさ及び選挙公報に掲載する候補者の写真の大きさを次のとおり告示する。

平成27年4月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

- 1 紙面 おおむね縦11センチメートル、横24.5センチメートルとする。
- 2 写真 おおむね縦、横それぞれ4センチメートルとする。

和歌山県選挙管理委員会告示第47号

平成27年4月12日執行の和歌山県議会議員一般選挙において、和歌山県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（昭和57年和歌山県条例第24号）第4条第2項の規定による選挙公報に掲載する掲載文等の掲載順序を定めるためのくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

平成27年4月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

選挙区	場所	日時
和歌山市	和歌山県庁	平成27年4月3日午後6時
海南市・海草郡	海南市役所	平成27年4月3日午後6時
橋本市	伊都振興局	平成27年4月3日午後6時
有田市	有田振興局	平成27年4月3日午後6時
御坊市	日高振興局	平成27年4月3日午後6時
田辺市	西牟婁振興局	平成27年4月3日午後6時
新宮市	東牟婁振興局	平成27年4月3日午後6時
紀の川市	那賀振興局	平成27年4月3日午後6時
岩出市	那賀振興局	平成27年4月3日午後6時
伊都郡	伊都振興局	平成27年4月3日午後6時
有田郡	有田振興局	平成27年4月3日午後6時
日高郡	日高振興局	平成27年4月3日午後6時
西牟婁郡	西牟婁振興局	平成27年4月3日午後6時
東牟婁郡	東牟婁振興局	平成27年4月3日午後6時

和歌山県選挙管理委員会告示第48号

平成27年4月12日執行の和歌山県議会議員一般選挙において、選挙運動のために使用する文書図画で公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条（文書図画の掲示）、第144条（ポスターの数）若しくは第145条（ポスターの掲示箇所等）の規定に違反して掲示したもの若しくは同法第143条の2（文書図画の撤去義務）の規定に違反して撤去しないもの又は選挙運動の期間前若しくは期間中に掲示した文書図画で同法第146条（文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限）の規定に該当するものがあるとき、又は政治活動のために使用する文書図画で同法第14章の3（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定に違反して掲示したもの若しくは同法第201条の11（政治活動の態様）第10項及び同法第201条の14（選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去）第1項の規定に違反して撤去しないものがあるときは、その責任者において速やかに撤去しなければならない。

平成27年4月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

和歌山県選挙管理委員会告示第49号

平成27年4月12日執行の和歌山県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成27年4月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

選挙区	場所	日時
和歌山市	和歌山県庁	平成27年4月14日午前11時
海南市・海草郡	海南市役所	平成27年4月14日午前10時
橋本市	伊都振興局	平成27年4月14日午前11時
有田市	有田振興局	平成27年4月14日午前11時
御坊市	日高振興局	平成27年4月14日午前11時
田辺市	西牟婁振興局	平成27年4月14日午前11時
新宮市	東牟婁振興局	平成27年4月14日午前11時
紀の川市	那賀振興局	平成27年4月14日午前10時
岩出市	那賀振興局	平成27年4月14日午前11時
伊都郡	伊都振興局	平成27年4月14日午前10時
有田郡	有田振興局	平成27年4月14日午前10時
日高郡	日高振興局	平成27年4月14日午前10時
西牟婁郡	西牟婁振興局	平成27年4月14日午前10時
東牟婁郡	東牟婁振興局	平成27年4月14日午前10時

和歌山県選挙管理委員会告示第50号

平成27年4月12日執行の和歌山県議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定により、選挙運動に関し候補者1人について支出することのできる金額の制限額は、次のとおりである。

平成27年4月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

和歌山市選挙区	5,612,900円
海南市・海草郡選挙区	5,401,400円

橋本市選挙区	5,400,900円
有田市選挙区	5,967,000円
御坊市選挙区	5,590,000円
田辺市選挙区	5,690,600円
新宮市選挙区	6,032,700円
紀の川市選挙区	5,407,300円
岩出市選挙区	5,643,100円
伊都郡選挙区	5,755,200円
有田郡選挙区	5,537,600円
日高郡選挙区	5,145,000円
西牟婁郡選挙区	5,367,100円
東牟婁郡選挙区	5,363,900円

和歌山県選挙管理委員会告示第51号

平成27年4月12日執行の和歌山県議会議員一般選挙の次の選挙区においては、開票の事務を選挙会の事務に併せて行わない。

平成27年4月3日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

和歌山市選挙区
橋本市選挙区
有田市選挙区
御坊市選挙区
田辺市選挙区
新宮市選挙区
紀の川市選挙区
岩出市選挙区